平成２２年（フ）第１３４号
岐阜県瑞浪市日吉町7540番地の61
債務者　林　喜代子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２２年（フ）第１４６号
岐阜県多治見市笠原町1972番地　メゾンド・フルール103
債務者　荒木　雄二
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２２年（フ）第３４８号
静岡県沼津市下香貫楊原764番地の１、前住所静岡県沼津市下香貫藤井原1616番地の４
債務者　山田谷輝雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第８４７号
堺市中区宮園町２番４―107号
債務者　小島　明治
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第９５１号
大阪府富田林市若松町４丁目６番８号　101
債務者　箱井　良次
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１０２７号
堺市堺区香ヶ丘町１丁３番22―502号、前住所堺市西区山田１丁1098番81
債務者　下山　友子（旧姓駿河）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１０５０号
大阪府松原市天美我堂４丁目４番15号
債務者　山本　典彦
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１０６２号
大阪府富田林市喜志町４―６―33　サンハイツ喜志202、住民票上の住所堺市美原区南余部14番地１　レオパレス美原南104号
債務者　榎本　厚子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１０６４号
堺市南区城山台３丁13番５号
債務者　鶴田　章一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１０９５号
堺市中区深井沢町3309番地１　グレイスコート善503号
債務者　小上　泰輝
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１０９９号
堺市中区福田270番地19
債務者　坂本　　匡
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１１２１号
堺市南区宮山台１丁６番14―410号
債務者　上村加津美（旧姓南）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１１４８号
大阪府羽曳野市南恵我之荘３丁目２番27号
債務者　浦　　基和
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１１４９号
大阪府羽曳野市南恵我之荘３丁目２番27号
債務者　浦　ひろみ
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１１５４号
堺市北区新金岡町２丁３番22―310号
債務者　上田　真澄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１１５８号
堺市北区新金岡町３丁３番７―105号
債務者　泉本　則子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１１６３号
大阪府富田林市大字横山330番地３
債務者　天堀　美雪
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第１１７４号
堺市中区福田413番地２　３―103号
債務者　藤井　和美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係